

第 14 期中部山岳地域森林計画書(案)の概要について

○計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 13 年 3 月 31 日

I 計画の大綱

中部山岳森林計画区における森林・林業の現状及び課題、前計画の実行結果などを踏まえ、計画期間内における本計画区における森林・林業施策の方向性を定めます。

【中部山岳森林計画区の森林・林業の現状と課題】(P1～8)

- ▶ 民有林面積は県全体の 22%、民国比率は民有林 57%で県平均(65%)に比べやや少ない。
- ▶ 人工林率は 44%で県全体より低い。人工林の齢級構成は 11～13 齢級(51～65 年生)が多く若齢林が少ない。
課題 齢級構成の平準化、奥地の人工林等の公益的機能の高度発揮
- ▶ 針葉樹と広葉樹の割合は計画区全体ではほぼ半々だが、北アルプス地域では広葉樹が 68%と多い。
- ▶ 林道密度は 20.5m/ha と県平均(20.8m/ha)と同じ。
- ▶ H30 年度の間伐面積は県全体の 16%に当たり、搬出率は 37%と県平均(35%)を僅かに上回っている。
課題 間伐を要する森林での確実な実施と、間伐材の積極的な搬出。
- ▶ 素材生産量(国有林含む)は県全体の 12%。樹種別では、アカマツ 49%、カラマツ 35%。
- ▶ 製材品の出荷量は県の 16%。樹種別ではアカマツ 42%。素材の出荷先を県外出荷が 33%を占めている。信州 F-Power プロジェクト外の施設稼働により、アカマツを中心に需給量が増加していると考えられる。
課題 成熟期を迎えた森林資源の活用。
- ▶ 松くい虫被害は近年横ばい傾向にある。
- ▶ 野生鳥獣被害の大半は県内では比較的少ない。加害獣の被害額の純にカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、サル。
課題 松くい虫被害地の拡大防止

【現行計画の実行結果の概要及びその評価】(P9～11)

| 計画事項 | 実行結果 | 備考 |
|------------|---------|----------------------------|
| 伐採立木材積 | 計画を下回る | 主伐は計画を上回る。間伐は計画を下回った |
| 造林面積 | 計画を下回る | 主伐の実施傾向に伴い、人工造林・天然更新ともに横ばい |
| 林道の開設又は拡張 | 計画を下回る | 地形急峻のため実行率は低く、計画を下回った |
| 保安林の指定又は解除 | 概ね計画どおり | 公益的機能の確保が必要な森林で指定が推進された |
| 保安施設事業 | 概ね計画どおり | 災害発生箇所等の緊急性の高い箇所を優先に実施 |

【計画樹立にあたっての基本的な考え方】(P12～16)

「長野県森林づくり指針」に掲げる 3 つの基本方針に基づき、本計画区における重点事項を定めます。

| | |
|----------------------|---|
| ① みんなの暮らしを守る森林づくり | ○多様な森林の整備の推進 公益的機能に応じた森林整備の推進、間伐・主伐の推進、確実な更新の確保 ○森林の保全に向けた取組の強化 災害に強い森林づくりの推進、松くい虫被害対策の推進、水源地の森林保全 |
| ② 木を活かした力強い産業づくり | ○林業再生の実現 地域特性を活かした作業システム・路網計画の構築、林業の担い手の確保・育成、民国連携 ○県産材の利用促進 原木安定供給体制の確立(信州 F-Power プロジェクトの推進)、多様な利用及び需要の開拓 |
| ③ 森林を支える豊かな地域づくり | ○森林の適正な管理の推進 管理主体の明確化と人材の活用・育成、生物多様性への配慮 ○森林の多面的な利用の推進 森林の多面的機能を活用した地域づくり、多様な主体の活動支援、森林環境教育等の推進 ○野生鳥獣対策の推進 計画的かつ地域に応じた被害対策の推進、鳥獣害防止森林区域の設定 |

II 計画事項

森林法等に規定された計画事項を定めます。

[現行計画からの主な変更点]

▶計画の対象とする森林の区域の変更(第 1) ▶計画量の変更(第 6) ▶統計・地区一覧データの更新

第 1 計画の対象とする森林の区域 (P17～18)

松本、北アルプス地域振興局管内 4 市 1 町 8 村 135,689ha (前計画からの増減 160ha 減少)

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (P19～21)

以下の森林の有する機能ごとに、森林整備及び保全の基本方針、望ましい森林の姿、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定めます。

○森林の区分別の計画量

第 3 森林の整備に関する事項 (P22～51)

以下に示す森林の整備に関する事項を定めます。

○伐採(主伐)の標準的な方法、留意事項、伐採の目安となる林齢等

○造林(人工造林・天然更新)の対象地、樹種、植栽(更新)本数、標準的な方法、更新の完了判定等

○間伐の標準的な方法、保育(下刈り、枝打ち、除伐、つる切り)

○公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林の整備

○林道等の開設及び改良の基本的な考え方、作業システムと路網密度の水準等

○森林経営の受委託等(森林経営計画、森林経営管理制度、林業従事者、木材流通・加工体制整備、民国連携等)

第 4 森林の保全に関する事項 (P52～81)

以下に示す森林の保全に関する事項について定めます。

○土地の形質の変更にあたって留意すべき事項と森林の地区(市町村別に林小班単位で該当地区を列記)

・水源の涵養: 34,264ha ・土砂の流出崩壊防止: 83,245ha

○保安施設の整備の方針(保安林の整備、治山事業等)

○鳥獣害の防止、森林病虫害の駆除及び予防、その他森林の保護(林野火災)の方針

第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 (P82)

保健機能森林の区域の基準、施業の方法、森林保健施設の整備の方針等を定めます。

第 6 計画量等 (P83～109)

計画期間内における計画量を定めます。

(表中の※が付いた項目の総数は、原則として全国森林計画における計画量の上下 20%の範囲内とする)

| 伐採材積 | 総数 | 前半 5 年 | 現行計画増減 | 造林面積 | 総数 | 前半 5 年 | 現行計画増減 |
|-------------|--------|--------|--------|-----------|-------|--------|--------|
| 主伐材積(千 m3)※ | 337 | 141 | ▲9 | 人工造林(ha)※ | 1,818 | 885 | 418 |
| 間伐材積(千 m3)※ | 2,217 | 1,214 | 469 | 天然更新(ha)※ | 1,199 | 586 | ▲1 |
| 間伐面積(ha) | 28,165 | 12,629 | 6,165 | | | | |

注) 1 伐採材積は、計画期間内に主伐・間伐を行うべき林齢となった森林の面積と、近年の伐採実績を勘案して算出

2 造林面積は主伐面積と同値とし、伐採前の林種(人工林または天然林)に応じて面積を算出

| 林道の開設・拡張 | 総数 | 前半 5 年 | 現行計画増減 | 保安林指定 | 総数 | 前半 5 年 | 現行計画増減 |
|-------------|----------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| 開設(km[路線数]) | 395[134] | 243 | ▲5[▲2] | 水源涵養(ha)※ | 35,342 | 32,268 | 3,906 |
| 拡張(km[路線数]) | 243[259] | 89 | ▲6[±0] | 災害防備(ha)※ | 28,323 | 24,347 | 2,196 |
| | | | | 保健風致(ha)※ | 3,118 | 3,034 | ▲515 |

| 治山事業の数量 | 総数 | 前半 5 年 | 主な工種 |
|---------|-------|--------|---------------|
| 施行地区数 | 27 地区 | 22 地区 | 山腹工、溪間工、本数調整伐 |

第 7 保安林その他制限林の施業方法 (P110～134)

保安林及びその他の制限林(砂防指定地、国立公園、国定公園、県立公園、急傾斜地崩壊危険区域等)の施業方法の区分(皆伐、択伐、禁伐)を定めます。(市町村別に林小班単位で該当地区を列記)